

第1節 目的・権限の委任等

過去問テキスト ▶ 2 頁

第1項 目的等

1 ■ 目的（法1条）

健康保険法は、**労働者**又はその**被扶養者の業務災害**（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう）**以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産**に関して**保険給付**を行い、もって**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。〈H10・11・21〉

※通勤災害に関しては、法55条1項の規定により、労災保険法による通勤災害と認められ、労災保険法による保護を受けることができる場合には、健康保険は適用されない。しかし、通勤途上において逸脱・中断により、労災保険法による通勤災害と認められない場合には、健康保険が適用される。〈H30〉

〔1〕沿革

健康保険法は、**大正11年**に制定され、**昭和2年1月1日**（保険給付及び費用の負担に関する規定以外は**大正15年7月1日**）に施行された日本で最初の社会保険に関する法律である。健康保険法は、労働力の保持を目的として、**ドイツ**のビスマルク政権時に作られた世界初の社会保険立法である「**疾病保険法**」（1883年・明治16年）に倣って制定された。〈H3・9・10・21・28社一選〉

健康保険法が施行された昭和2年の被保険者数については、政府管掌健康保険が約100万人、組合管掌健康保険が約80万人であった。

※「**被扶養者**」については、昭和14年から任意給付となり、昭和17年から法定給付となった。



昭和22年に労働者災害補償保険法が制定される以前は、業務上の事由による疾病、負傷又は死亡に対しても、健康保険法で保険給付を行っていた！

〔2〕給付範囲

健康保険は、労働者（被保険者）又は被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以外の保険事故に対して保険給付を行う。平成25年の健康保険法改正により、健康保険の給付範囲が見直され、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態（給付の谷間問題）が生じないように、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とされた。〈H26〉

なお、労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合であっても、健康保険の保険給付の支給申請を行うことは可能である。〈R4〉

Column 給付の谷間問題

従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととされており、健康保険法でいう「業務」とは、「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業の総称」と解釈していました。そのため、労働基準法上の労働者ではない（＝労災保険法上の労働者ではない）という理由から労災保険法では「業務外」と認定された場合において、健康保険法では「業務上」と認定されてしまう結果、労災保険からも健康保険からも保険給付が行われない事例が存在していたのです。例えば、副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務等ですが、これを「給付の谷間問題」と呼んでいました。このような問題が生じないように、「労災保険による保険給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とされたのです。〈H28〉

【法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例】 (法53条の2)

被保険者又はその被扶養者が**法人の役員**（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者の**その法人の役員としての業務**（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く）に起因する**疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。**



この理由は、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負

担で行うべき」と考えられるからである。ただし、法人の役員である被保険者又は被扶養者が労災保険法の規定による特別加入をしている場合には、労災保険による保護を受けることはできる。



ただし、**被保険者数が5人未満**である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人における**従業員**（法人の役員以外の者をいう）が**従事する業務と同一であると認められるもの**に起因する**疾病、負傷又は死亡**に関しては、例外として、従来支給しないこととされていた傷病手当金を含めて健康保険法による保険給付が行われる。〈H17・19・23・26・30・R4〉

被保険者数	私傷病等	法人の役員の業務に起因する傷病等
5人以上	健保の対象	健保の対象外（※）
5人未満	健保の対象	健保の対象（※）

※法人の役員等が労災保険法による特別加入をしている場合であって、労災保険法による保険給付が受けられる場合には、労災保険法による保険給付の対象となる。

〔犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて〕

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法において、一般の保険事故と同様に医療保険の給付の対象とされている。また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようだが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の保険給付は行われる。（平成23.8.9保保発0809第3号）〈H27〉

〔業務上事故として申請中の取扱い〕

業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中（支給決定を請求中）の未決定期間は、一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。（昭和28.4.9保文発2014号）〈H21〉

なお、被保険者又はその被扶養者において、業務災害又は通勤災害と疑われる事例で健康保険の被保険者証を使用した場合、保険者は、被保険者又はその被扶養者に対して、まずは労災保険法に基づく保険給付の請求を促し、健康保険法に基づく保険給付を留保することができる（平成25年8月14日事務連絡）。〈R3〉

Column 健康保険等から労災保険への切替えについて

特に通勤災害における事故や業務上の軽度の負傷等に関して、労災保険給付を請求すべき場合であるにもかかわらず、健康保険被保険者証（いわゆる保険証）を用いて病院等を利用することが少なくありません。しかし、労災保険給付を受けるべき場合に健康保険等（後期高齢者医療広域連合を含む）を利用することは法律上してはならない行為です。そこで、健康保険等から労災保険への切替えを行わなければならないのですが、従来は、被災労働者が健康保険等から受けた給付分を健康保険等の保険者へ全額返金し、その後改めて、労災保険給付の請求をして、その支給を受ける取り扱いでした。この際、健康保険の保険者へ医療費を全額返還する場合の金銭的負担が大きく、労災保険への切り替えが進まない状況でした。

そこで、平成29年2月1日より、健康保険等から労災保険への切替え手続きの簡素化が図られるようになりました（平成29年2月1日基補発0201第1号）。具体的な切替え手続きは、以下のようになります。

- ①保険者等への返還を要する金額相当分（療養の給付等現物給付に限る）の労災保険給付の受領について、当該被災労働者等から健康保険等の保険者に委任する旨の申し出があること。
- ②健康保険等の返還通知書等を添えて労働基準監督署長に労災保険給付の請求をすること。
- ③口座振込が可能であることが確認できたときは、当該被災労働者等の同意のもとセプトの確認等を行い、被災労働者からの委任状を得て、労災保険と健康保険等との間で調整を行うこと。
- ④被災労働者等が病院等へ支払った一部負担金相当分については、療養の費用請求書とは別に、従来通り、病院等が発行した領収証を添付して、別途請求すること。

2 ■ 基本的理念（法2条）

健康保険制度については、これが**医療保険制度の基本**をなすものであることにかんがみ、**高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化**等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して**常に検討**が加えられ、その結果に基づき、**医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上**を総合的に図りつつ、実施されなければならない。〈H21・30選〉



健康保険制度については、常に検討が加えられなければならないのであって、3年ごととか5年ごとに検討が加えられるものではない！

〈H21〉